

報 道 資 料

平成30年2月9日
総務部 総務課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第203号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第282号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成30年2月8日
- ◎ 実施機関：県土マネジメント部 砂防・災害対策課
- ◎ 対象行政文書：・平成〇〇年〇〇月〇〇日郡山土木事務所における協議時の発言確認の調査書 ・平成〇〇年〇〇月〇〇日郡山土木事務所における協議時の発言確認の調査に係る県土マネジメント部〇〇次長受信メール ・平成〇〇年〇〇月〇〇日郡山土木事務所における協議時の発言確認の調査に係る県土マネジメント部〇〇次長送信メール
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 平成〇〇年〇〇月〇〇日郡山土木事務所における協議時の発言確認の調査書のうち、聴取日欄、調査対象者欄及び回答欄
イ 県土マネジメント部〇〇次長受信メールのうち、職員のメールアドレス、調査対象者名、表題、日時、調査対象者が特定できる記述及び添付ファイル
ウ 県土マネジメント部〇〇次長送信メールのうち、職員のメールアドレス、調査対象者名、表題、日時及び調査対象者が特定できる記述
エ 平成27年度以降に砂防指定地台帳及び附図又は参考図の作成又は整理のために県土マネジメント部砂防・災害対策課に新たに設置されたGISがインストールされた電子計算機を起動し、又はログインした日時等が記録された一切の資料
 - 不開示理由：
 - ア 上記不開示部分のア及びウ
奈良県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第6号に該当
県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
 - イ 上記不開示部分のイ
条例第7条第5号に該当
県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。
条例第7条第6号に該当
県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
 - ウ 上記不開示部分のエ
当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件開示請求に対応する行政文書について

本件開示請求のうち「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け砂災第〇〇〇号で県土マネジメント部長が発した「調査結果」に記載される「平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇日、〇〇日」に分庁舎6階入札室で行われた調査における聞き取り記録及び聞き取り記録に関する報告及び情報共有等のために作成された一切の資料（電磁的記録を含む。）に係る部分（以下「請求1」という。）は、実施機関内部の会議において出席した職員が違法な公共工事を容認する発言をした、との外部の者からの指摘を受け、実施機関が事実関係を確認

するために実施した、関係職員からの聞き取り調査の記録の開示を求めるものであると解され、これに対し実施機関は、平成〇〇年〇〇月〇〇日郡山土木事務所における協議時の発言確認の調査書（以下「本件調査書」という。）を特定した。本件調査書は、調査対象者ごとに作成され、調査対象者の氏名、質問内容、回答内容等が記載されている。

本件開示請求のうち「奈良県県土マネジメント部次長〇〇〇〇氏のE-mailアドレス（交流ネット）にて送受信された平成〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までの一切の資料（添付資料を含む。電磁的記録を含む。）」に係る部分（以下「請求2」という。）は、当該調査が終了した後に、実施機関が調査対象者のうち1名から受信した当該調査に関する電子メール及び当該電子メールに対する返信メールの開示を求めるものであると解され、これに対し実施機関は、平成〇〇年〇〇月〇〇日郡山土木事務所における協議時の発言確認の調査に係る県土マネジメント部〇〇次長受信メール（以下「本件受信メール」という。）及び平成〇〇年〇〇月〇〇日郡山土木事務所における協議時の発言確認の調査に係る県土マネジメント部〇〇次長送信メール（以下「本件返信メール」という。）をそれぞれ特定した。本件受信メールには、聞き取り調査における質問に対する詳細な回答が記載された文書が添付され、また、本件返信メールには、本件受信メールの送信者に対する返信の内容が記載されている。

本件開示請求のうち「平成27年度以降に砂防指定地台帳及び附図又は参考図の作成又は整理のために県土マネジメント部砂防・災害対策課に新たに設置されたGISがインストールされた電子計算機を起動し、又はログインした日時等が記録された一切の資料（電磁的記録を含む。）」に係る部分（以下「請求3」という。）は、砂防法第11条の2各項の規定により作成及び保管が義務付けられている台帳のうち砂防指定地台帳について、砂防指定地台帳等整備規則第1条第4項の規定により調製するものとされている図面を作成することを目的として実施機関が保有する、地理情報システム（以下「GIS」という。）がインストールされた電子計算機（以下「本件電子計算機」という。）が起動した日時等を示す電磁的記録の開示を求めているものと解され、これに対し、実施機関は、当該電磁的記録は条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しないとして不開示とした。

2 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件調査書、本件受信メール及び本件返信メールの一部が、条例第7条第5号又は第6号に該当し、また、請求3に対応する文書については、条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しないと主張しているため、以下検討する。

(1) 本件調査書、本件受信メール及び本件返信メールの不開示部分について

実施機関は、本件調査書の一部が条例第7条第6号に、本件受信メールの一部が条例第7条第5号及び第6号に、本件返信メールの一部が条例第7条第6号に該当すると主張している。

ア 条例第7条第5号及び第6号について

条例第7条第5号は、「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 本件調査書

実施機関は、本件調査書のうち、聴取日欄、調査対象者欄及び回答欄が、条例第7条第6号に該当すると主張している。

i 条例第7条第6号前段について

本件調査書は、実施機関内部の会議における発言に関する聞き取り調査の記録であり、記載された情報は全て、実施機関の事務に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

ii 条例第7条第6号後段について

本件調査は、外部の者から、違法な公共工事を容認する趣旨の発言があったとの指摘を受けて、当該発言を行った可能性のある職員を対象として個別に面談することにより実施されたものであり、仮に、そのような発言があったとすれば、当該発言は非違行為に該当し、その発言者は懲戒処分の対象になり得るものと考えられる。このような状況において、実施機関は、調査対象者の氏名等及び回答欄を不開示としているが、審査請求人は、反論書の中で、調査対象者の氏名等については開示を求めるものではなく、回答欄の開示を求めるものであると主張していることから、回答欄の条例第7条第6号後段該当性について検討する。

本件調査においては、調査対象者が回答したことにより、特定の職員が懲戒処分を受けることが考えられるところであるが、強制的な権限のない任意的な調査により事実を解明するためには、対象者が事実をありのままに回答することが不可欠であり、このような状況において、回答内容が公にされることが前提となれば、氏名等を不開示としても、対象者が事実を述べることを回避することが考えられ、実施機関が事実の解明のために必要な情報を得ることが困難となり、今後、同種の調査の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、回答欄は、条例第7条第6号後段に該当する。

iii まとめ

本件調査書のうち内容欄は、条例第7条第6号に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

(イ) 本件受信メール及び本件返信メール

実施機関は、本件受信メールのうち、職員のメールアドレス、調査対象者名、表題、日時、調査対象者が特定できる記述及び添付ファイルが、条例第7条第5号及び第6号に、本件返信メールのうち、職員のメールアドレス、調査対象者名、表題、日時及び調査対象者が特定できる記述が、条例第7条第6号に該当すると主張している。

i 条例第7条第6号前段について

本件受信メール及び本件返信メールは、実施機関内部の会議における発言に関する聞き取り調査に関連して送受信された電子メールであり、記載された情報は全て、実施機関の事務に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

ii 条例第7条第6号後段について

当審査会が本件受信メールを見分したところ、本件調査に係る調査対象者のうちの一人が、本件調査において回答した内容を補足するために実施機関に対し自発的に送信したものであると認められ、本件調査の質問に対する詳細な回答が記載されている。

ところで、実施機関は、調査対象者の回答内容が公にされると、事実をありのままに回答した者が他者からの不当な圧力にさらされる等のおそれがある旨主張している。

この点、本件調査は、非違行為の有無を明らかにし、さらに、非違行為があったのであれば非違行為を行った者を特定することを目的としており、これについて調査対象者の一人が自発的に詳細な説明を申し出ているものと考えられる。したがって、公益通報制度にあっては、通報者の保護が重視されることにかんがみると、本件受信メールの送信者が実施機関内部で不利益な取扱いを受けることがないように、送信者に関する秘密は保持されなければならない。

審査請求人は、反論書の中で、本件受信メール及び本件返信メールのうち、表題、日時及び添付ファイルの開示を求めているが、これらの情報が公にされることが前提となると、今後、法令違反等について通報又は相談をしようとする者がちゅうちょし、必要な情報が得られなくなることが考えられ、法令違反等の事実の解明ができなくなるおそれがあると認められる。

したがって、本件受信メール及び本件返信メールのうち、表題、日時及び添付ファイルは、条例第7条第6号後段に該当する。

iii まとめ

本件受信メール及び本件返信メールのうち、表題、日時及び添付ファイルは、条例第7条第6号に該当するため、条例第7条第5号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

(2) 請求3に対応する行政文書の不存在について

実施機関は、GISはその起動日時等を記録する機能を有していないため、本件電子計算機に搭載されているWindowsが自動的に起動日時等を記録した本件電子計算機にログインした日時等が記録されたログ（以下「本件イベントログ」という。）を請求3に対応する文書に該当するとした上で、本件イベントログは、実施機関の職員が職務上作成又は取得した情報ではなく、組織的に用いるものではないから、行政文書に該当しないと主張している。

条例に基づく開示請求の対象となる「行政文書」については、条例第2条第2項本文において、「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定されている。

本件イベントログは、一般に流通しているパーソナルコンピュータに標準的に搭載されたオペレーティングシステムが自動的に生成するファイルの一つであり、その作成及び更新はオペレーティングシステム自身によって実施機関の職員の意思とは関係なく行われ、その利用はパーソナルコンピュータの保守が必要となった場合にリース業者等により使用される場合に限られるものである。

これらの作成状況及び利用状況を勘案すると、本件イベントログは、実施機関の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとはいえず、条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しない。

したがって、請求3に対応する行政文書は存在しないと判断する実施機関の説明は是認できると判断する。

(3) 理由付記について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されているが、この規定は、不開示とする理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解される。

本件決定に係る理由付記について、審査請求人は、奈良県行政手続条例第8条及び情報公開制度の趣旨から、少なくとも不開示部分やそれに対応する不開示理由が具体的に示されなければならないが、単に根拠規定の一部を抜粋したものが記載されているに過ぎない本件決定は、理由付記に不備がある違法なものである旨主張している。

当審査会が、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書を見分したところ、過失による誤記と思われる箇所が認められるものの、開示しない部分欄に、「平成〇〇年〇〇月〇〇日郡山土木事務所におけ

る協議時の発言確認の調査書のうち、聴取日欄、調査対象者欄及び回答欄」等、不開示部分について相当程度具体的に記載され、上記部分を開示しない理由欄に、「条例第7条第6号に該当」等、不開示とした根拠規定が掲げられるとともに、当該規定を適用した理由として、条文の該当部分が記載されていることが認められる。

理由付記の際には、不開示情報が明らかにならない限度において記載する必要があり、このことを考慮すると、本件決定に係る理由付記は、本件決定を取り消さなければならないほどの不備があるとはいえない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成29年	3月13日		
② 決定	平成29年	3月27日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成29年	6月22日		
④ 諮問	平成29年	7月21日		
⑤ 経過	平成29年	8月24日	第210回審査会	審議
	平成29年	9月22日	第211回審査会	審議
	平成29年	10月27日	第212回審査会	審議
	平成29年	11月24日	第213回審査会	審議
	平成29年	12月22日	第214回審査会	審議
	平成30年	1月25日	第215回審査会	審議